

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 69 号

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項ただし書中「ただし、」の次に「第4条の2若しくは第10条の2の規定により、第1項の許可を受けようとする者又は」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（許可の特例）

第4条の2 市長は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、特に良好な景観の形成に寄与する広告物等又はその表示若しくは設置が公益上その他の理由によりやむを得ない広告物等で景観上支障がないものと認めるときは、第3条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

第10条第5項第1号中「又は第9号」を「、第9号又は第11号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（禁止地域及び禁止物件の特例許可）

第10条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する広告物等については、第7条並びに第8条第1項第5号（街灯柱に係る部分に限る。）及び第7号（路上変圧器に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

（1） 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等で良好な景観の形成に寄与するものと認めるとき。

（2） 広告料収入を公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理に要する費用の全部又は一部に適正に充てるものと認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当する広告物等については、第7条及び第8条（第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号（路上変圧器に係る部分を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

(1) 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で良好な景観の形成に寄与するものと認めるとき。

(2) 広告料収入を規則で定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に適正に充てるものと認めるとき。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第4条の2並びに第10条の2第1項及び第2項の規定により、第3条第1項又は第4条第1項の許可をしようとするとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。